
◎開会

委員長 おはようございます。

きょうは平成14年の第1回の臨時教育委員会ということでお集まりいただきました。特にきょうは特別な会議でございますので、いろいろ先生方ご予約もあったと思いますが、ご出席ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

教育長、ちょっと所用でおくれますが、大変件数が多いでございますので、始めさせていただきたいと思います。

◎議事録署名委員の選任

委員長 それでは、きょうの会議録の署名人を飯沼委員をお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 それでは、日程に従って議事を進めてまいります。本日提案されております議題は議案14件と報告1件でございます。

大変件数多くて、かつ終了の時間限られておりますので、ひとつ速やかに進みますようにご協力をお願いいたします。

◎議案第18号

委員長 それでは、議案の第18号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

どうぞ説明ください。

学務課長 前々回の教育委員会会議で退職される校長先生4名の表彰をお願いしたんですが、その後、第六中学校の阿部校長先生、1年間休職されておりましたが、退職したい旨の申し出がありまして退職することになりました。それで、表彰規定に合わせまして追加でお願いしたいなど、そういうことでございますので、よろしく願いします。

委員長 ちょっと定年前になるわけですね。

学務課長 あと1年残っております。

委員長 ご本人からのそういうご希望というか、阿部さんは平成2年から小金北中の校長さん、それから教育委員会では保健体育課長をなさって、それから平成7年から第六中の校長をお務めになったと。ここがかなり長く、5年間なさったわけですかね。これはこのとおり決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案の18号を事務局提案のとおり承認させていただきたいと思います。

◎議案第19号

委員長 それでは、議案の第19号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

学務課長 申し訳ありませんが、この議案につきましては、改めて提案させていただきます。

◎議案第20号

委員長 それでは、次に進ませていただきます。

議案の第20号「松戸市立学校職員服務規定の一部を改正する訓令の制定について」どうぞ説明ください。

学務課長 議案第20号でございますが、前回、大学院休業ということで改正させていただきました、そのときにですね、市立幼稚園、市立高等学校の職員も含めるような形での提案になっておりました。しかし、この場合については県費負担教職員にしていかなければならないということがわかりましたものですから、本当に申しわけないんですが、再度提案させていただきますまして、新しい方で県費負担教職員の方に限定させていただきたいと、そういうことでございます。

企画管理室長 ちょっと補足させていただきます。

前回出されましたその大学院関係につきましては、先ほど申しましたように、県の職員に適用される条例として県がつくられました。それを受けてこちらでつくったわけでございますが、実を申しますと、松戸市の職員は、まだ市の条例が整ってないんです。つまり県の条例をかけてこれをつくった。ところが、よくよく見てみますと、市の職員というのがいるわ

けでございます。それは高等学校の先生とか幼稚園の先生方。そのほかにも、例えば学芸員なんかもそれ適用される可能性も出てくるわけなんです、可能性としましてはですね。ところがおおもとの市の方でそれをつくる条例がまだできてない。ここで規則だけ教育委員会が先行してしまうという形に前回なりましたので、とりあえず市の職員を除かせていただいて、県費職員だけを適用させていただく。市の方での条例ができ次第、また追加をさせていただくというための修正でございます。

本部長 根拠とする条例、要するに適用を受ける条例が県費教職員につきましては県の条例でございますので、県の条例を受けて行う。

委員長 高等学校と幼稚園については市の条例……。なるほど、そういう二重構造になっているわけ。それで少しわかりました。なるほど。

檜山委員 よろしいですか。

前回承認をした条項は没にするわけですか。

企画管理室長 いえ、それは生きておりまして、その10条の4を使いまして、市の幼稚園と高等学校を除外しますというものでございます。

本部長 改定の改定ということですか。

委員長 要する大学院の修学休業、この適用を受けるのは県費職員だけでありますよという、それをしたいわけ。

企画管理室長 そうです。学校ということでひとくくりに全部してしまったものですから、ここではその一部分を除外したい。

委員長 わかりました。要するに学校職員というは2通りあるんだと、その一方だけですよという、そういうことですね。

あと10条の4というのは別個にもう一つあるんですね。この条、本条という、そうすると現行は第10条の3だけを受けていたんだけど、第10条の4というのがある、その2つを受けますよということですね。

そういう趣旨でございます、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、どうぞそういうことで、それから後、ひとつ埋めるべきことは、市の条例をこれから考える。

企画管理室長 今後そういう該当といいますか、市の方は条例をつくり上げていきますので、それを今度は適用させて、また追加をさせていただくと、そんな形になります。

委員長 その市立高校の先生方も大学院の修学ができるように。

企画管理室長 可能性としては出てきます。

委員長 そういうふうにしていかないと、市立の先生方はちょっと不利というか同等の扱いはなくなりますね。

そういうことですので、決定してよろしいですか。

それでは、議案第20号、決定させていただきます。

◎議案第21号

委員長 それでは、議案の第21号「松戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」、どうぞご説明ください。

学務課長 この議案につきましても改めて提案させていただきたいと思います。

◎議案第22号

委員長 それでは、次の議案の第22号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

市立高校担当室長 議案第22号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正及び学校週休2日制の完全実施に伴い所要の改正を図るとともに、あわせて服務についての規定の整備を図るためであります。

新旧対照表、10枚目になりますが、新旧対照表をごらんください。

順を追って、改正理由及び改正内容についてご説明いたします。

第1条、改正理由、松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正に伴いまして必要な改正を図るため、改正内容は同条例の「第12条の規定に基づき」とありますが、これを「第13条の規定に基づき」と改めます。

それから、第2条第1項、学校週休2日制の完全実施に伴い、勤務時間に関する標記の改正を図ります。1週間当たりの勤務時間を40時間と規定をいたします。

同条第2項、学校週休2日制の完全実施に伴い、週休日に関する標記の改正を改めるものでございます。「日曜日及び休業土曜日」とありますのを、「日曜日及び土曜日」といたします。

同条第3項、学校週休2日制の完全実施に伴い、夏季、冬季等の休業期間中に指定しておりました週休日を廃止するためであります。これにつきましては全文削除いたします。

第4項、学校週休2日制の完全実施に伴い、土曜日に勤務時間を割り振ることができなくなるため、改正内容といたしましては、「休業土曜日以外の土曜日においては4時間となるように」、この部分を削除いたしまして、「月曜日から金曜日までの5日間において1日につき8時間となるように」割り振るものとする改めます。

以上、第2条第3項を削除いたしました関係で、第4項を第3項とし、第5項を第4項といたします。

続きまして、第2条の2第1項、前条第3項の削除に伴いまして標記の一部を改正するものであります。「第2条第3項の規定により」とありますのを、「第2条の規定により」と改め、「前条第4項の規定により」とありますのを、「前条第3項の規定により」と改めます。

それから、「4時間の勤務時間のみが割り振られる以外の」この部分は削除いたします。

続きまして、2条の2第3項、学校週休2日制の完全実施に伴いまして規定する必要がなくなるため、全文削除いたします。

第4項、前条第3項の削除に伴いまして、標記の一部を改正するものであります。前条第4項とありますものを前条第3項と改めます。

第3項を削除いたしました関係で、第4項を第3項とし、第5項を第4項といたします。

続きまして、4条の4、深夜勤務の制限の請求をした教育職員の配偶者につきまして、常態として子を養育することができる要件について規定するために一部改正があります。これにつきましては、従来、同居の親族についてもこの要件を満たすことということで設定ありましたが、同居の親族にかかわる部分を削除するものであります。

第4条の6、深夜勤務の制限を請求した場合について、開始日の前に該当理由がなくなる場合についての規定の整備を図るための改正であります。第2号及び第3号につきましては「教育職員の子」とありますが、これにつきましては「当該請求をした教育職員の子」と改めます。

第4号、第4条の4の規定の改正にあわせまして、当該教育職員にかわって請求にかかわる子の養育できるものの規定につきまして、該当者を当該教育職員の配偶者で請求にかかわ

る子の親のみとし、16歳以上の同居の親族については対象外とすることであります。

続きまして、4条の7、日常生活に支障がある要介護者の介護をする教育職員にかかわる深夜勤務の制限について、育児を行う教育職員に準ずる旨の規定の整備を図るために準用する条項の範囲を見直すものでございます。

まず第1号、「前3条の規定」とありますのを「前2条（第4条の6第1項第4号を除く。）の規定」と改めます。

第2項、「第4条の4中、「子」とあるのは、「要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、」この部分全体につきまして削除いたします。

第3号、「教育職員」とあるのを「当該請求をした教育職員」と改めます。

第4号、同項第3号及び第4号中とあるのは、第4号を削り、同項第3号中と改めます。

続きまして、第4条の8、時間外勤務をさせてはならない旨の規定を適用する場合に、その教育職員の配偶者が常態として請求にかかわる子を養育できるその要件について規定するものであります。常態として、子を養育できる要件は、一部のいずれにも該当するものであります。

第1号、就業していない者であること。

委員長 ちょっと待って、今はそれをどこを見ればいいんですか。

学務課長 第4条の8であります。

委員長 第4条の8、ここですね。

学務課長 第2号、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害による請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

第3号、8週間以内に出産する予定のある者、または産後8週間を経過しないものでないこと。

続きまして、第4条の9第1項、時間外勤務制限請求書の記載及び提出の時期について規定するものでございます。時間外勤務制限開始日及び期間を明らかにして、開始日の前日までに請求を行わなければならない旨を規定をするものであります。

続きまして、第2項、時間外勤務制限の請求に対して、その可否を速やかに通知することを任命権者に義務づけるための改正であります。

前項の請求があった場合、任命権者は同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、請求した教育職員に速やかに通知するものとする。

第3項、任命権者が請求者に対してその可否を検討する期間を、開始日から1週間で限度

に保証するための改正であります。請求日から時間外勤務制限開始日までの期間が1週間に満たない場合で、必要ないときは、任命権者は当該開始日から1週間を経過するいずれかのうちに開始日を変更することができます。

第4項、時間外勤務の制限開始日を変更した場合の任命権者の通知義務について規定するための改正であります。

前項により請求のあった時間外勤務制限開始日を変更した場合は、変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに請求者に通知しなければならない。

第5項、任命権者は関係証明書類の提出を求めることができる旨を規定するための改正であります。

任命権者は必要と認めるときは、請求した教育職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第4条の10、第1項、時間外勤務制限の請求をした場合について、開始日以前に該当しなくなる場合についての規定の整備を図るための改正であります。請求がなされなかったとなる場合につきましては、そこにあります(1)から(4)のケースになります。

続きまして、第2項、育児を行う教育職員の時間外勤務の制限の請求期間経過前に該当要件を満たさなくなった場合の取り扱いについて規定するための改正であります。

前条各号に該当する場合及び子が小学校就学始期に達した場合は、時間外勤務の制限開始日から当該事由が生じた日までの期間を請求があった期間とみなします。

第3項、職員の届出義務について規定するための改正です。前2項の場合において当該事由が生じた場合には、教育職員は遅滞なく任命権者に届け出なければならない。

第4項、前項の届け出に関して任命権者が必要な証明書類の提出を求めることができる旨の規定をするための改正であります。

証明書類の提出の必要がある場合は、任命権者はそれぞれの提出を求めることができることとするため、第4条の9第5項の規定を前項の届け出について準用いたします。

第4条の11、日常生活に支障がある要介護者を介護する教育職員に係る時間外勤務の制限について、育児を行う教育職員に準ずる旨の規定の整備を図るための改正でございます。前条第1項第1号、第3号及び第4号中、「子」とあるのは「要介護者」と読み替え、同項第2号中「子が離縁または養子縁組の取消により当該請求をした教育職員の子でなくなる」とあるのは、「要介護者と当該請求をした教育職員と親族関係が消滅した」と読み替えるものであります。

第7条第5項、教育職員の年次休暇の単位についての規定を整備するための改正でございます。年次休暇を1日または半日、もしくは1時間を単位として与えるものとする。

7条の2第1項、再任用短期勤務職員の休暇について定めるものであります。20日または160時間に1週間の勤務日数または勤務時間を乗じて、それで出た数を、または40で除して得た日数とし、それが労働基準法第39条よりも日数を下回る場合は、同条の規定による日数とする旨の規定です。これは参考までに8日から16日の範囲になります。

続きまして第2項、年の途中で再任用短期勤務職員となった場合の年次休暇についての定めであります。採用された月に応じて、その年の休暇の数を定めるものであります。

第7条の3、再任用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者についての再任用された年の年次休暇の日数について定めるものです。当該職員の再任用された年次休暇の日数は、退職以前の勤務と継続するものと見なして、労働基準法第39条第2項第2号の規定により計算するものとする。

つづきまして、第9条の2を第9条の3として、組合休暇に関する規定を第9条の2として新たに規定するものであります。組合休暇を取得することができる条件といたしまして、規則で定める職員団体の機関の業務に従事する場合に限り組合休暇を与えると条例で規定されておりますが、その当該機関についての定めを新たに規定するものであります。

第9条の4第1項、介護休暇の請求に関する手続の規定を整備するものであります。介護休暇の承認を受けようとする教育職員は、休暇の始まる1週間前までに任命権者に請求しなければならない。

第2項、介護休暇の請求に関する手続の規定を整備するものであります。初めて介護休暇を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

第9条の5、介護休暇の要件に該当する職員から請求があった場合についての規定を整備するための改正であります。該当する職員から休暇の請求があった場合は、任命権者はこれを承認しなければならない。ただし公務に支障のある期間または時間についてはその限りではない。

続きまして、第10条第1項第2項、これは休暇の計算方法についての規定を整備するための改正です。第1項及び第2項をまとめて第10条第1項とし、半日単位の休暇は正午で区分し2回をもって1日の休暇とし、1時間単位の休暇は、8時間をもって1日の休暇とすると規定いたします。

条文の整備を図るために第3項を第2項とし、第4項を第3項といたします。

続きまして、別表についての改正です。

従来、特別休暇のうち明文規定がされておられませんでしたボランティア休暇、それから夏季休暇の規定について明文規定を設けるための改正であります。別表中17項を19項とし、新たに17項及び18項を加えるものであります。

第17項、ボランティア休暇の規定を新たに設けるものであります。職員が自発的にかつ報酬を得ないで別表に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務をしないことが相当であると認められるとき、1年に5日の範囲内で認められる。

第18項、夏季休暇の規定を新たに設けるものであります。職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合、7月から9月までの期間内、6日の範囲内で与えられます。

続きまして、様式の1号と2号の変更であります。これは文言の整理等であります。記載のとおりです。

よろしく願いいたします。

委員長 かなり多岐にわたります、やや複雑な……、この規則は要するに市で定めている規則ですね、いろいろ。かなり身分上の問題にかかわるんだけど、こういうものをつくるときは、校長会だとか、あるいは職員組合とか、そういうものと協議をして了解をとっているわけ。

市立高校担当室長 必要に応じて職員組合と事前に協議をいたしております。これは教育職員となっておりますが、市立高等学校の教育職員のみが適用される規則です。

委員長 基本的には育児とか介護に関して現在の社会状況に応じて、何というのか、そういう適用の範囲というのは理解が深まったというか何というのか、要するに緩くなったんですか、基本的には。

市立高校担当室長 上位の条例がありまして、松戸市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例がありまして、その条例改正に合わせまして、今回規則の改正を図ったものであります。あと一部大変多くなって大変申しわけありませんでした。中には整備をしていなかったのがありましたので、あわせまして整備させていただきました。申しわけありませんでした。

委員長 何か今までお聞きになりました範囲で……

檜山委員 ここに出てくる任命権者というのはどなたですか。

市立高校担当室長 松戸市の教育委員会です。

学校教育担当部長 これは松戸市の教育職員ですけれども、市立高等学校だけですよね、市立

高校だけがこの適用を受ける部分ですね。任命権者は松戸市の教育委員会になります。県費負担教職員はまた別であります。

委員長 その市立の校長さんは当然のことながら、これをよくご承知の上で、そうすると職員に対してもそういう何というのかな、了解をとって。

本部長 基本的には法律の改正なり条例の改正に伴いまして、それを受けての改正でございますので、組合との交渉事項でもございませんし、ただ周知方を図らなければならないという意味では、学校側にこういう理由でこれを改正するというようなことはしなければならないと思います。

委員長 何か一部これが不利だとかね、そういうことになると、1つのこういうあれがあるわけでしょう、アピールとかね。

本部長 少なくとも法律条例の改正、これ管理事項になりますから、協議対象ではございません。

委員長 基本的には松戸市全体の職員の服務規定と、それに市松の先生方も合わせていくということですね。

教育長 今の勤務条件や給料に関する項目については、組合交渉の対象になりますから、そういうことで例えば給料賃上げもう少ししようとか、例えば我々の勤務条件を改善してくれとかいうことで労使双方が合意すれば、それもこの改正の要件にはなりますけれども、今回は週5日制とかいろいろな問題が来て、そのおおもとの条例が改正されています、それを受けて。ですからこれは全く問題ないといえますか、それこそ管理運営事項です。

委員長 わかりました。基本的には完全週5日制になるということですね。それに伴っている、それから市の方の職員の服務規程に合わせるだとか、それからあと不備な部分を補って設置したと。

飯沼委員 これ高等学校になっていますけれども、中部小附属幼稚園の先生は、例えば育児休暇だとかあるいはボランティア休暇だとかそういう申請あった場合は、どういうふうになされますか。

企画管理室長 市の職員としての扱いがありますから、そちらであります。

委員長 幼稚園の教諭、市松の職員の規定があるんだから、幼稚園の職員、プロパーの規定もやはりあるわけでしょう。

企画管理室長 松戸市の規則の中に高等学校については別に定めるということがあります。おおもとは松戸市の職員ということでやるんですが、高等学校だけは別に定めなさいという。

委員長 やはり学校という特殊事情があるからね。

基本的にはそういうことでございますので、これ一々ちょっと検討ということは、ちょっと難しいというか、一応整合化を図ったと。基本的には5日制の完全実施に伴ういずれも改正であると。それで市の全体の職員の服務規程、それから学校の特殊事情等々含めて改正したというふうに理解して。

飯沼委員 もう随分複雑になっちゃうんですね。県費職員、市の職員、市の職員の中に高校と幼稚園がある。だけでもこういう実際の規則になると、幼稚園と高等学校は違うと。本来だと教育としては幼稚園あるいは高等学校一緒であってもいいんじゃないかなという気もするんだけど、ただ内容が違いますので、ほかはどういうふうになっているか、他市の場合ですね。でも一応わかりました、適用の状況がわかっているれば。

委員長 それでは、22号につきましては、これかなり複雑多岐にわたっておりまして、でも基本的にはそういう改正でございますから、承認についてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、22号につきましてはこの原案どおり決定させていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎議案第23号

委員長 それでは、議案の第23号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

市立高校担当室長 議案第23号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、高等学校における産業医の廃止及び週休2日制の完全実施に伴い必要な改正を図りますとともに、その他関係規則の改正に伴い現状に即した用語の整備等を図るものであります。

新旧対照表3枚目にあります。新旧対照表をごらんください。

第10条、改正理由、学校医等の委嘱に関する規定です。産業医を追加するための規定です。学校薬剤師の次に「産業医」を追加いたします。

第11条第2項、小・中学校に準じまして学校における分掌組織の細部については校長の裁量にゆだねることといたしまして、改正内容といたしましては、職員の分掌事項を定めなけ

ればならない。この記述につきまして、職員の分掌事項をという部分を削除いたします。

第14条第2項、学校週5日制の実施に伴いまして、土曜日の授業がなくなるため、1週当たりの授業時数について32単位時間から30単位時間に変更するものです。

第16条第2項、宿泊を伴う国内修学旅行について許可制を届け出制に改めるため、また海外修学旅行を行う場合の取り扱いについて新たに設けるための改正です。

宿泊を伴う国内修学旅行については、「実施の日前14日までに許可を受けなければならない」とありますのを、「あらかじめ届け出なければならない」と改めます。また海外修学旅行を行う場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならないものとする。この規定を新たに設けます。

続きまして、第17条、用語の標記の適正化を図るための改正です。第1号につきましては、「実習及び見学」とありますのを「教育活動」と改めます。

第2号、「対外競技」とありますのを「校外行事」と改めます。

第19条、表記の適正化を図るための改正であります。「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省」を「文部科学省」に改めます。

第51条第4項、備品の管理の適正化を図るため、校長は備品の出納簿等の必要があるときは、所定の様式により教育委員会へ備品の出納について通知するものとする。この規定を新たに設けます。

第51条第5項、同じく備品の管理や適正化を図るため、校長は教育委員会から物品出納簿の送付を受け保管しなければならないとの規定を新たに設けます。

続きまして、第54条、施設等の滅失または損傷の報告を簡素化するために、施設等の滅失または損傷についての報告から備品の軽易なものは除くいたします。

それから、第57条第3項、重要文書等の保管の実態に合わせまして、保管の方法についての規定を改めるための改正であります。非常持出品目録を作成し、搬出すべき文書等にはあらかじめ標識をつけておかなければならないとありますのを、重要文書等については耐火金庫にて保管するものと改めます。

第60条第2項、育児休業法の改正に伴いまして所要の改正を図るものであります。出勤簿の記載事項に部分休業の項を追加し、休暇等の処分を休職等の処分と改めます。

第64条第2項、現在存在しております関係条項を削除することによって、表記の適正化を図るものであります。

第10号ただし書き中、松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条第1項

及び第2項とありますが、この第1項及び第2項の部分を削除するものです。

第68条、同じく現在存在しておりません関係条項を削除するものであります。

学校教育法施行規則第15条及び第51条第2項とありますが、第51条第2項部分を削除するものです。

それから、第11号様式につきまして、学校5日制の施行に伴いまして、様式中の一番下にあります指定時間数欄を削除するものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

委員長 どうもありがとうございました。

先生方、何かご質問ございます。

産業医というのはどういう規定なんですか。

市立高校担当室長 労働安全衛生法に基づきまして、常時50人以上の職員が在籍する場合には、産業医を配置しなければならないという規定があります。それに基づくものであります。

檜山委員 松戸では市立高校だけですか、学校では。

本部長 学校では市立高校だけです。

檜山委員 だけですね。ほかは産業医は置かなくても、現在はまだいいという規定になっています。

委員長 ちょっと私もよくわかりませんで、どういう必要から、また、この人を置くことによって……。

檜山委員 資格を持った医師がいるわけですね。それで職場単位でその人数によって産業医をおこななければいけない。それは職場の職員の健康管理とか職場の環境管理だとか、そういうことに携わる医師です。

委員長 そうですか。一般の学校医、学校歯科医というのは、要するに子供さんのものだった、今度は職員に対応する専門のお医者さん。

檜山委員 それと職場の環境だとかいろいろなことを含みますけれども。

教育長 年々厳しくなっているんですよ、法律が。もう置かないといけない時代になっているでしょう。

委員長 松戸市の現状として、そういう産業医という方は。

檜山委員 います。ある程度そういう要請があると、そういうところへ配置するような組織を医師会で作ってあります。恐らく市立松戸高校は校医が兼任の産業医であるという条件で配置してあるはずですが、どうでしょうか。

市立高校担当室長 学校医であります先生に産業医も、実は後ほど議案に出てまいりますが、現在は健康管理医という処遇にしております。

委員長 こちらはかわるんですね、産業医という名前になって。

市立高校担当室長 県立高校に合わせまして健康管理医ということになりますが、内容は産業医に準ずるものであります。

委員長 この資格は割と容易にとれるんですか。

檜山委員 これは大変なんです。資格をとっても定期的にまた講習を受けて持続しなくてはならないんですね。

教育長 法律知識を豊富に持ってないとだめですね、医療技術だけではなくて。

委員長 産業医になってもそう余り利益がなければ、進んでそういうことをなさる先生は少ない。

檜山委員 そうですね、その辺の体系が十分にまだ整備されてないんですけれども。

委員長 それはもうご本人のそういう社会的使命をお考えになって、進んでなさるわけですか。

檜山委員 その職場との約束で定期的にいろんな点検だとか健康管理だとか、そういうことをやっていると思いますけれども。

委員長 それでは、これもちょっと複雑多岐にわたっておりました。産業医の配置、それから週休2日制の完全実施に伴う、それから用語等を整備したと。それからもう一つは、やはり今の規制緩和の流れで、校長さんに自由裁量の部分を、今まで必ず市教育委員会の許可を得なければいけないとかというのを届け出にするとか、そういう規制緩和というか、やはりそれも含んでいるわけですね。

飯沼委員 ここの第16条の第2項、宿泊を要する修学旅行、今までは許可をもらわなければならないところを、届け出で済むということになるんですね、これを見ますと。そうすると、例えば海外修学旅行を行う場合なんかでも、決定するに当たって危険な場所、例えばこの前ニューヨークで事故があったと。そういうときに行くか行かないかとかいうような場合はどうなんですか、あり得ると思うんですけども。

市立高校担当室長 海外修学旅行の場合につきましては、そこに第3項、教育委員会の承認を受けなければならない、そういうことになります。

飯沼委員 わかりました。

委員長 これどこだったかな、54条あたりですか、物品の管理なんかは少し緩めるわけでしょう、備品の軽易なものを除くと書いてあります。ただ、これは後で監査報告のことが報告の

中にあるんですけれども、あれはかなり厳しいですよ、備品の……

本部長 そういうふうには解釈してないです、できもしないことを規則等を書いてあったので指摘されたというふうに思っております。規則に書いてあるんだから、軽易なものでも出せと、出てないのは規則違反ではないかという指摘ですから、もともとできないものを定めるものはやめようということでこういう改正にしてあります。

委員長 やはりそれは、学校に対する信頼関係の問題だとか、校長さん方に自由裁量を広げていくというのが教育改革の流れですよ。ですからこれは結構だと思いますけれども、今の我々の当面している問題とややぶつかるのかなという気がちょっとして。

それでは先生方よろしゅうございますか。いろいろ事務局で非常に精査した上でお出しになってらっしゃるようでございますので、それでは23号につきましては原案どおり採決させていただきます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは決定します。

◎議案第24号

委員長 それでは、24号「松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、ではこれをどうぞご説明ください。

市立高校担当室長 提案理由としては、松戸市職員の旅費に関する条例施行規則の改正、それから学校週休2日制の完全実施に伴い、標記規程の改正をするためでございます。

新旧対照表3枚目にあります。

第8条、松戸市職員の旅費に関する条例施行規則の改正に伴い所要の改正を図るものであります。同規則第6条とありますのを第4条に改めるものであります。第15号様式、学校5日制の施行に伴いまして、休業期間中の週休振り替え指定がなくなるため、様式の右側にありました欄を削除するものであります。

以上です。よろしくお願いたします。

委員長 何かご質問ございますか。

本部長 これは土曜日が全部休みになりましたので、土曜日に対する特別な取り扱いをなくすという。

委員長 様式上の問題。

本部長 はい。

委員長 わかりました。

趣旨はそういうことでございますので、それでは24号決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、第24号は決定させていただきます。

◎議案第25号

委員長 それでは、議案の25号「松戸市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

これをご説明ください。

市立高校担当室長 改正理由にありますように健康管理医という名称を、労働安全衛生法に基づく「産業医」としての責任と権限を明確にするため名称を変更するものであります。

よろしく願いいたします。

本部長 2ページに対照表がございますけれども、単純にというと申しわけございませんけれども、今までの名称「健康管理医」を「産業医」に改めるということでございます。そのことによって、法的に定められている産業医の責任、権限が明確化するということでございます。

委員長 なるほど、わかりました。

本部長のご説明のとおりで、大変よくわかりました。

ではこれも決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 では決定させていただきます。

◎議案第26号

委員長 それでは、議案の第26号「松戸市立高等学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では説明をお願いします。

保健体育課長 それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。

松戸市立高等学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

松戸市立高等学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成14年3月27日提出。松戸市教育委員会教育長、齋藤功。

提案理由でございますが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の改正に伴い、市立小中学校の学校医等の公務災害補償を新たに市町村が実施することとされたためでございます。これは昨日の議会最終日の条例改正の議決を受けての規則の改正でございます。

3枚目に新旧対比表がございまして、下線部分が改正部分でございます。現行の松戸市立高等学校の部分を松戸市立学校といたしまして、小・中学校を含めるものでございます。

以上よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

お聞きのとおりでございます。これはこの前も……

本部長 はい。さきに提案することのご同意をいただくことで議案として提示したものが、条例が昨日議決されましたので、規則をそれに合わせるということでございます。

委員長 ご承知のとおりでございます。現行は松戸市立高等学校となっておりますのを市立学校と、ここに小・中も含めると、そういうことで前にご審議いただいた改正についてもそのようでした。

では採決してよろしゅうございますか。原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これはご異議ないものとして決定をさせていただきます。

◎議案第27号

委員長 それでは、第27号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」です。

ではよろしくお願いたします。

企画管理室長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、教育行政に関

する相談窓口です、これを明示することと、それから職員の先ほど申しました安全衛生にかかわる事務分担の明示、それから教職員の住宅ですが、これがなくなっておりますので、その関係を廃止するためのものがございます。

3ページ先、ここに比較表がございます。右側が改正前、左側が改正後でございます、上から七、八行目のところに教育に関する公聴及び教育行政に関する相談に関することというのがございます。これは法律で今度相談に関することを明記しなさいということでございますので、企画管理室の方でやるということにしました。

それから、左の欄の一番下からやはり七、八行目に職員の安全衛生に関することということで、右側は安全衛生委員会に関することということですが、これは市教委全体の安全衛生に関することを企画管理室が受け持つという形でございます。

次のページをごらんください。

下の段でございますが、学校課の管理係の方の右側でございます欄の上から5行目、教職員住宅に関することと書いてございますが、教職員住宅が昨年なくなりましたので、この管理が必要なくなりましたので、それを整理したと。

次のページをごらんください。次のページにつきましては、市立高等学校の先ほど申しました安全衛生に関することを一番最後に項目として入れさせていただきました。市立高等学校教職員の安全衛生に関することということでございます。

次のページにつきましては保健体育課でございますが、保健体育課の学校保健給食担当室の中に教職員の安全衛生に関すること、これは各学校、小・中学校の教職員の安全衛生に関することということですが、これを入れました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

本部長 1つの事業所で50人以上いる場合については、先ほど高校のところでご説明しましたように独自に安全衛生委員会を置かなければなりませんし、産業医を定めなければならない。市立の小・中学校につきましては、教職員50人以上の事業所は今現在のところございませんので。

委員長 それで委員会とは言わないわけね。

本部長 はい。

委員長 それでよくわかりました。

本部長 ただし、それは別な形で労働安全衛生に関する組織を設けておりますので、その担当

を保健体育課の学校保健給食担当室の方に所掌事務を明確にするのでつけ加えたのが一番最後のところでございます。

委員長 なるほど。

お聞きのとおりでございます。これも決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、27号につきましては原案どおり決定させていただきました。

◎議案第28号

委員長 それでは、議案第28号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」です。

ではこれをお願いします。

企画管理室長 提案理由を申し上げます。

職員の定数の適正配分を行うことによりまして、事務の効率化を図るものでございます。これは毎年出させていただいておりますが、3ページ先をごらんいただきたいと思います。

教育委員会の職員の定数の配分に関する規則の新旧対照表でございます。

左側が改正後、右側が改正前でございます。総数 680名はかわっておりません。事務局が181 に対しまして 187、それから小・中学校の欄でございますが、小・中学校の欄が 352 に対しまして 346 という形でございます。なお、この総数 680名は条例定数でございます。

あと事務局の次でございます公民館、図書館、それから教育研究所、戸定館、博物館等につきましてはこれは教育機関ということで定数がそれぞれ定められております。

小・中学校につきましては、事務員全員、調理員も含んでございます。それから、高等学校については教職員でございますが、教員と職員、事務職員含めまして68ということ。幼稚園につきましては事務員も含めまして4名という形でございます。

以上でございます。

委員長 わかりました。

この小・中学校の6名はどういう形で減員しているんですか。

企画管理室長 適正配置を見るために、特にここでは調理員の数が減にしてあるというところでございます。

委員長 調理員を減らしている。学校教育はそれでいいんですか。

学校教育担当部長 これは調理員の人ですので、実際には企画管理室の方で全部管理しておりますので、特別何か支障を来すような形ではないと思いますけれども。

教育長 行財政改革の一環でございます。定員不補充を打ち出しました。

本部長 基本的にはですね、職員の定年等による自然減と、子供たちの減るスピードが子供たちの方が早くなってしまったものですから、調理員1人当たりの食数が一番多いときに220食ぐらいあったんですけれども、それがずっと減ってきております。ここへ来て定年退職でやめていきますので、1人当たりの食数をまた元にふやしていくということが可能になってきましたので、定年退職者の不補充をやめておりますので、それに伴いまして定数が減っていると。

委員長 お聞きのとおりでございます。

それでは決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、28号は原案どおり決定させていただきます。

◎議案第29号

委員長 それでは、第29号「松戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」をお願いします。

企画管理室長 提案理由でございますが、再任用制度がことしから始まりました。その導入に伴いまして諸規定を整備するものでございます。

次の次のページをごらんいただきたいと思います。

定数条例に伴いまして、そこにアンダーラインを引いてございますが、地方公務員法の第28条の5の第1項に基づきまして、短時間勤務の職をとということがございます。この短時間職務というのは、いわゆる再任用制度でございまして……

委員長 何制度。

企画管理室長 再任用です。

本部長 再任用と申しますのは、今まで退職しますと、即年金が支給されたわけですけれども、ことし退職された方ですと、60歳定年では出ないで、61歳にならないと出ません。全額出ないではなくて、一部出ない部分があります。そういう制度になったことによりまして、定年退職した人を再任用、新たに雇用関係を結ぶことが入ってきました。その雇用関係は松戸

の場合には1週に3日、24時間の勤務をする、当然今までの等級とは違います。それをここで言うております短時間勤務ということでございます。

委員長 これはアルバイトみたいな感じでございますか。

本部長 アルバイトではございません。公務員としてのあれはございますので。

飯沼委員 年金じゃなくて退職金とかそういうのにも……

本部長 退職金は出ますけれども、ここですから一たん雇用関係を切って、それで新たな雇用関係を結んで。

委員長 では再雇用という意味ですか、再任用。さっきおっしゃった条例定数には入って……

本部長 1人ではなくて0.5ということで入ります。

檜山委員 いつまでも勤められる。

本部長 いや1年間です。これは教員も別に県の方で再任用制度がことしから……

教育長 年金制度の大改革によって、65まで繰り下げられますから、支給年齢が。将来は最長5年になります。

飯沼委員 今はまだ1年だという意味。

教育長 ことしやめた人は1年後には満額、全額年金をもらえますから。

飯沼委員 来年はでは2年。

教育長 そういうことになっていくだろうと思います。年金は、基礎年金部分と比例報酬の部分と2通りあるんですけども、基礎年金は多分保証されるんでしょうけれども、比例の部分は繰り下げられちゃう、その間ちょっと。だからこれは年金法の改正によってしわよせを受けているという部分もあるんですよ。教員の場合はもっとひどくて、学級担任を持たせるという、要するに丸々そういう定数にカウントされてしまいますので、1人が。

本部長 教員の場合はフルタイムです。

学校教育担当部長 再任用の場合は、校長さんも再任用を申し出ることができますので、ただし校長先生も教諭という身分でフルタイムになってきます。

飯沼委員 するとこの週3日とかではなくて、金曜日まで。時間は8時間。ただし給料は半分になっちゃう。

学校教育担当部長 教諭の場合は27万ぐらいではなかったかと思いますが、たしか。

飯沼委員 それはもう校長経験でも……

学校教育担当部長 教諭の経験でも教頭でもみな同じ教諭という形で定年した後の再雇用はそういう形になります、再任用は。

委員長 何かいろいろ難しい問題ありますね。教員の年齢もそうですけれども、ただ60でおやめになるのは、まだもったいないかと。

学校教育担当部長 ただ若手が入れないと。

教育長 大学ではないですから、子供と追いかけてこしないとならない、これはきつい。

学校教育担当部長 若手が入れる部分が、定数の枠の中でそれやられますので、本来ですとそこに若手が1人入れる部分なんですけれども、それが入れないという形の部分の不都合さはいっぱい出てくるかと思えますけれども。

委員長 2人をとるということも可能なわけですか。

本部長 いや、教員の場合にはフルタイムですから、1人でカウントします。我々の方は0.5でカウントしていますから、2人とれます。

教育長 再任用がふえますと、新採用ができないという問題、ワークシェアリングもできませんので。

飯沼委員 申し出がなければもうそのままですからね。確かに教員の場合はきついですね、60過ぎるとね。動きますからね、小・中学校。

委員長 要するにこれは再雇用、可能な道を開いたということですね。

それでは、第29号は決定としてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それではこれ決定させていただきます。

◎議案第30号

委員長 それでは、議案の第30号「平成14年度松戸市教育施策基本方針について」を議題といたします。

ご説明ください。

企画管理室長 議案の第30号でございますが、平成14年度の教育施策にかかわります基本的方針、基本的な考え方を定めるものでございます。

既にこの件につきましては、委員の皆さん方には素案をお出し申し上げまして、いろいろご意見をいただきました。その中で整理等々整備させていただきましたのが、今ついているものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

企画管理室長補佐 それでは説明させていただきます。

当初お配りしました方針の中で一番改正されたところは、1枚目の中段よりちょっと下の「平成14年度からは」というところで、今、重要な関心が払われているということで、いろいろご指導あるいはご助言をいただいたことを参考にしながら改正させていただきました。

委員長 これにつきましては、先生方かなり入念にご検討いただいたところでございます。これ最初に、かなりきちんと松戸市の総合計画の基本理念と、そういうものを踏まえて、それから世界の流れ等々、それから日本における流れを考慮してつくってくれたんですが、ちょっと私自身、学校教育のところは前のに比べますと著しく少なかったものですから、特に、これは本で言えば巻頭言みたいなものだけでも、表看板になるものですし、それにいろいろな方がごらんになりますので、やはりそういうものにしっかり耐えるものでなければいけないので、そういう観点から申しますと、やはり今、学校教育の改革ということが非常に大きな社会的な関心になっておりますから、そこら辺をもう少し細かくというか、配慮した、そういう表現がいいだろうということで、特に一番後半の部分、平成14年度からは、学校週5日制が完全実施されと、そこら辺からを直していただきました。

そういう点、非常に理解していただいて、よく我々の期待に沿って直してくれました。

それから、ちょっと言葉遣いですが、文部科学省から各県の教育委員会へいろいろな指導が行くでしょう。そのときの通達は、完全学校週5日制という文言になっていました。でもこれはこれでいいと思いますよ、学校週5日制の完全実施ということですね。

教育長 それは、進行形の中だから完全を使ったので、もうそれが出発すれば、完全という言葉はつけておく必要はないのではないかと。

委員長 学校教育部長、学校教育に関してはこれでいいの。

学校教育担当部長 はい、読ませていただきました。

委員長 構いませんか。やはりこれ、大事なものだから、これをつくり上げるときのプロセスで、やはり学校教育の部分は学校教育側が相当責任持っていただきたいと思いますね。それはプロセスやはりそういうきちんとしていかないとね。

教育長 下から7行目の「地方分権の中で、この三者連携を実質的なものとし」というのは、どういう意味なんですか。この地方分権とどうしてここでつながるんですか。

委員長 これもね、ちょっと苦心の策なんだね。学校の経営形態というものが本当にその社会、地域社会に根差した、要するに学校評議員制度とかそういうものを実は頭に入れて、それが実質的というような路線で、今までみたいにただかけ声で三者連携、三者連携というので

はなくて……

教育長 分権という言葉と、分権の中で出てくる三者連携というのがどうしてここで結びつか、いや悪いと言っているのではなく。

企画管理室長補佐 地方の時代ということで、学校が分権の社会の中で自立していくという願いを込めて書いております。

教育長 2つ疑問を持ったんですけれども、地方分権ってはっきり言い切っちゃっていいのかな、分権化なのか、分権なのか、それが1つの疑問、分権って言い切っちゃっていい世の中かということ。それともう一つは、分権と三者連携ということについて、もう少しつなぎ合わせる言葉が必要ではないかと思っただけの話です。ただ分権と言い切るかどうかというのは、これはちょっと検討してもらいたい。

飯沼委員 多分これは分権化と言った方がいいかもしれないですね。

教育長 分権されていれば市町村教育委員会はこんな苦勞していない。

飯沼委員 まだそこまで行ってないんですよ。分権の方向に行っていきたいと言われていた中で、地方でどうするかという。

本部長 今、おっしゃったように、分権化の流れの中で、学校、家庭、地域の三者という方が文言としてもつながるかもしれませんね。

委員長 では、それをちょっと念頭に置いて。

これもうかなり骨格としては決まっております。今、教育長が指摘なさったような語句の問題は、もうちょっとこなれる形にした方がいいと思うけれども、それでその大枠は構いませんね、これで。

飯沼委員 いいと思いますね。最初見せていただいたのと比べると、大変わかりやすく、具体性も出ている表現になっています。

委員長 これは非常に苦勞して、よく書いてもらったと思います。

学校教育担当部長 先ほど委員長から話がありましたように、こういう大きい基本政策ですから、やはり相当これは担当部も含めて議論をした上で今後はつくっていかなければいけないかなという感じはします。我々見た段階では、ほぼこれでいくという段階でしたので。

委員長 当然事務局の中でもこれはごらんになって、やはり表看板だからね、これ。今、本当にインターネットなんかで広く出ますから、やはりそこら辺きちんとしたものをつくらないとね。

企画管理室長 わかりました。鋭意精度の高いものにするために、今後、努力していきたいと

思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 今までから見れば非常にきちんとやってらっしゃる。だから、ご自分で進んでやはりしっかり見ていただかないとね。

それでは、字句の点が若干あります、細かいことを言いますと、例えば平成14年度からという学校教育のところですけども、その3行目の終わりに、この「生きる力」という、このって何だという、そういう気になる表現もちょっとあります。ですからそこら辺、全体としてこれでいいということであれば、その字句の微調整でございますね、レトリックの問題とか、そこをちょっと私にお任せいただいて決定版にさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、どうぞそこら辺のご遠慮なくお気づきの点をおっしゃってください。

それで、微調整はいたしますので。

飯沼委員 2ページ目の方にいいですか。

4番の4番、戸定歴史館において徳川昭武云々と書いてあるんです。藤岡保子さんの件ですけども、初めて見た人はこれだけをやるのかという理解をするのではないかなと、戸定歴史館は昭武さんを中心に徳川家の展示をしたり、いろいろな発表をするわけなんですけれども、それを含まなくていいかどうかということをちょっと疑問に思ったのでお答えいただきたいと思います。

本部長 ここはですね、私は訂正しないでいいと思います。というのは今年度事業を羅列してございますので……

飯沼委員 私もそう理解したんですけども、でもそれだけで初めて見た人がわかるかなという。というのは、市民が誇りを持てる文化を創造しますという松戸市の全体的なことを書いてあるので、そういう理解ですと、戸定邸というのは藤岡さんのだけしているのかなと理解されたら困るなという……。

本部長 もしあれとすれば、特別展とかというような言い方を入れた方が、藤岡さんが目立つという。

飯沼委員 それの方がいいと思います。そうしていただくと、ことしはこうやっているのかというようなのがわかりますから。

委員長 それから、これは檜山先生のご指摘でしたけれども、2番の児童・生徒が、その箱の2つ目ですね、大見出しでゴチックになっている。児童・生徒が社会生活において必要とす

る基礎基本を習得できるようにします。それでその中の1、2、3の2がスクールカウンセラー、これは基礎・基本とどうなんだと。ですから基礎・基本を習得できる環境の整備をという、そういうご意見あったんですよ。でもそういう点は、今回学校教育の部分だというふうに大きくくりさせていただいて……

檜山委員 僕はこだわりません、これで結構です。

委員長 ちょっとそんなことで、ですから、ここはこれで。

あと、またというのは改行になっていましたよね。それも一応先生ご指摘のようにこうやった方がきれいだと。

ほかによろしゅうございますか。

それではさっき申しあげましたように、微調整の部分、私にお任せいただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これは特に先生方も非常にご検討いただきました課題ですので、ではこういうことで。

檜山委員 総論は非常に、多少温かさが出てきましたから満足です。

委員長 それでは、よろしゅうございますか。ありがとうございます。議案第30号これは承認決定させていただきたいと思います。

◎議案第31号

委員長 議案31号「松戸市教育委員会部長職等の人事について」を議題といたします。

これは人事事件でございますので、秘密会といたしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 ではそのようにいたします。

それでは、残っていただく方、松戸市教育委員会会議規則の第14条第2項の規定により、只今から申し上げる職員の方以外はご退席願います。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、学校教育担当部審議監、企画管理室長、以上でございます。

(以後、秘密会)

委員長 議案を終了いたしましたので、次に報告等に入ります。

◎報告等

企画管理室長 ご報告申し上げます。12年度の行政監査に伴いまして、昨年11月27日に監査による結果が出され、その内容につきまして、教育委員長には報告申し上げまして、そのときに謹んでお受けすると同時に、適切な処理をするようにという強い指示をいただいております。

その後ですね、ことしに入りまして、監査の方から、どういうふうに取り扱っているんでしょうかというお話を受けまして、改めて3月15日に今度は教育委員さん、皆様方4名の方々に対しまして、さきにお配りいたしました119号の文書の確認をいたしたところでございます。

では行政監査どようになったかということにつきまして、今お配り申し上げます。この用紙でございますでしょうか。このことについてかいつまんで申し上げます。

実を申しますと、行政監査につきましては、学校につきましては小学校が上二小、六実小、第三中学と古ヶ崎中学です。それから行政監査につきましては、企画管理室、総務課、施設課、学校課、指導課ということになっております。

内容を申しますと、企画管理室に関しましては、学校に防火管理者がいるわけでございます。これは異動するたびに、その防火管理者の名前を所管しております消防局に届ける必要がございます。それを怠っていたということへの指導でございます。それは今、もうちゃんと届け出されておりますので問題ないと思います。

今後はそういうことのないように、異動のたびにチェックをしていただくという形になってございます。

それから、もう一つは、非常時に備えてどういう防災計画をつくるのか、子供たちの避難計画をつくるのかということでございました。これが保健体育課の方。

そのほか、総務課、また、学務課とも絡んでくる問題でございますが、その左に書いてありますように、学校で、例えば備品の管理ができてない、備品の状況が報告されていない、ラベルが張られていないとか、いろいろ備品関係の手続が主になっております。これが十分できてないがために、その指導を十分徹底させるようにということで指示を受けてございます。

それから、施設課につきましては、報告書が上がってなかったということですが、その点

につきまして、これは改善が済みました。

それから、学務課の絡みとしまして、各学校から市教委に対して届け出をしなければならないものがあります。例えば卒業式をいつやるとかですね、それから文書の配布の問題だとか、文書番号の整理の問題だとか、こういった問題があります。これは極めて事務的な問題でございまして、それを学校の方に指導してくださいということで、学務課が指導を受けたという形でございます。

それから指導課につきましてもほぼ同じでございます。ただ、ここで問題になりましたのが、校務分掌につきましてでございます。学校の校務分掌につきまして、皆様方のお手元に既にお配り申し上げたかと思いますが、監査の方から指摘といいますか意見といいますか、述べられています。この件につきまして事務局でも非常に苦慮いたしました。その取り扱いにつきまして、皆様方にご協議をいただきたいというのが今回のお願いでございます。

委員長 校務分掌に関してですね。

企画管理室長 これが一番問題になると思います。そのほかの問題につきましては、適切な処理ができるように指導もし、改善をしていくと。お時間の方もありますので、校務分掌につきまして書いたのを今、お手元に差し上げてあります。きょうは委員さんが事務局に対して意見を聴取するというところで結構だと思います。

委員長 要するに事務局側でこれをどう受けとめて、どういう見解を持ったかと。もっと端的に言うと、その監査の報告というか、分析というか、勧告というか、お叱りというか、そういうものがどう評価するかということですね、事務局として。とりあえず、まずそれを承わると。

きょうはこれで、我々が事務局側の見解を聞き、我々の所見を述べると。それをさらに今後もっと検討していきましょと。そして教育委員会として、答えを戻さなきゃいけないわけですか。

企画管理室長 戻すか戻さないかは教育委員会で決めていただきます。つまり監査の方から言っていることはそうですねということで終わるんでしたらそれは結構でございますし、いやこれは教育委員会として監査に対して見解はこうですよということを述べておく必要があるということで決議されれば、そういうふうにいたしたいと思います。

委員長 それはきょうここで決定はちょっと無理でしょう。

企画管理室長 そうですね、きょうちょっと無理でございます。

委員長 そういうことで。

どうぞお願いします。

学務課長 それでは、今お配りいたしましたものは、それぞれの指摘されたことについて各担当が監査に報告する様式でございます。この様式の左側半分に指摘されたことがそのまま載っております。右側の方には、その指摘等につきまして、どういう措置であったかという、改善済みであるか改善中なのか検討中かということですよ。

その⑤の措置内容というのがですね、教育委員会、学務課が校務分掌についてこのように考えているということで回答した内容でございます。

行政監査、監査の方が求めている改善済みか改善中か検討中か、ここの3項目はどれにも当てはまらないだろうというふうに考えてどこにも丸をつけておりません。そこの⑤のように書いて出しました。

3週間ほど前に代表監査さんでしょう ____ の意を受けて、事務局の方がこちらへ参りま

かして、この出した右側の回答は回答になっていない、そういうメッセージが伝えられております。では回答になってないということでどうしようかということで今非常に悩んでいるところでございます。校務分掌についてはそのように今のところは考えているんですが、いろいろご意見いただければありがたいなと、そのように思います。

檜山委員 教育委員会として回答しろということなんですか。

学務課長 非常にあいまいでございます。メッセージだということで回答になってないと、そういうことでございます。

委員長 今、最後にいただいたのは、これは向こうに提出したものなんですね。これはね。それは回答じゃないの。

学務課長 内容については回答になってないと、そういうことを言われました。

委員長 難しいね。では監査の報告については、まず、監査委員の方から提出されたこの報告について、報告の形で承って、そしてこの問題は、学校のあり方の基本に触れる大切な問題であるので、さらに教育委員会として検討を進めたいと。その第1段階としては、まず事務局の方にこの内容についてさらに精査して、今後の取り扱い等も含めて検討をしていただくと。

教育委員会として、我々教育委員を含めた教育委員会としては、この取り扱いについての方向性を考えると同時に、もちろん内容の検討もさらにして、この取り扱いについて方向性を打ち出したい。そういうことできょうはとりあえず終わらせていただくということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

◎閉 会

委員長 それでは、平成14年の第1回臨時教育委員会につきましては以上をもって閉会とさせていただきます。

いろいろありがとうございました。

閉会 午後 1時24分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員